# 特記仕様書

# 第1条 適用

この特記仕様書は、下記工事に適用する。

工事名:雨水マンホール蓋更新工事

工事場所:赤穂郡上郡町光都地内(対象のマンホールは別紙1・2のとおり)

工 期:契約締結日の翌日から令和8年2月2日まで

# 第2条 適用する図書

本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、「兵庫県土木工事共通仕様書」(最新版)、「兵庫県土木工事施工管理基準」(最新版)、「兵庫県土木請負工事必携」(最新版)、「日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホール蓋 JSWAS G-4」によるものとする。

# 第3条 設計図書の照査

本工事の施工に当たっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

## 第4条 諸法規の遵守

作業の施工に当たっては、関係諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図る。

#### 第5条 関係行政機関などへの手続き

関係行政機関、付近住民その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速や かにその旨を監督員に申し出て協議しなければならない。

道路管理者やほかの占用事業者への連絡は監督員が行うが、立会が必要になった場合は立会に同席すること。また、立会時に必要な作業に協力すること。

# 第6条 安全管理

作業の施工に当たっては、交通状況を十分に把握し、工事表示板・カラーコーン等を適切に配置し、作業員の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう万全に措置を講じること。 下水道施設の作業であるため、酸素欠乏症、硫化水素中毒、爆発等の対策を充分行うこと。

## 第7条 建設廃棄物等の搬出先

(1) 再資源化等をする施設の名称および所在地

建設廃棄物の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	所在地	受入等諸条件	備考
アスファルト殻 (掘削)	(有)吉将	たつの市新宮町 北村	当該施設の受入条件を遵守すること。	
コンクリート殻 (無筋)	(有)吉将	たつの市新宮町北村		

鉄くずの搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	所在地	受入等諸条件	備考
鉄くず (故銑 B)	㈱高橋商店	相生市那波野	当該施設の受入条件を 遵守すること。	

上表については、積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。請負者は、土木工事共通仕様書に基づき施工計画を策定するにあたり、搬出先施設を選定し、監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が受け入れ困難な状況にある場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、品目・数量に関して現場条件と異なる場合は、監督員と協議を実施し、設計変更の対象とする。

# (2) 建設発生土について

建設発生土については、播磨高原浄化センター敷地(赤穂郡上郡町光都3丁目4番1号)へ搬入すること。詳細な荷下ろし箇所は、監督員の指示によること。

#### 第8条 交通誘導警備員の配置について

交通誘導警備員は、下表のとおりの配置を予定している。以上より、設計数量は8名を計上している。道路使用許可条件等により上記と異なる配置となった場合は設計変更の対象とする。

対象箇所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無
片側交互通行する箇所	2名/日	昼間	なし
(片側1車線部)			

#### 第9条 マンホール蓋取替え工

# (1) マンホール蓋について

マンホール蓋については、次世代型マンホールふたを用いるものとし、(公益財団法人 日本下水道新技術機構発行「アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル」(2024年6月発行)(以下、技術マニュアルと言う)に準拠した性能とする。材料の承認については、事前にマンホールふたの性能が技術マニュアルに準拠していることを証明する試験成績書等の資料を添付した承認申請を、監督員に提出し承認を得ること。

ただし、技術マニュアルの要求性能を満たした製品の建設技術審査証明書の提出を以て、試験成績書の提出を免除することができる。

マンホール深さ 2.0m以上は「転落防止梯子機能付き」とする。

# (2) 施工方法

# ○マンホールふたと斜壁との固定

車両通行時の衝撃荷重や振動あるいはマンホール内部からの圧力等でマンホールふたが 受枠ごと浮上することが無いように、マンホールふたと斜壁はボルト緊結により固定する こと。

#### 〇高さ調整部材

高さ調整部材については日本下水道協会規格「JSWAS G-4(下水道用鋳鉄製マンホールふた)

参考資料 2」を遵守し、受枠変形防止機能製品を使用すること。また、アンカーボルト及び レベル高さ調整部材の再利用を可能にするため保護部材を使用すること。

#### ○無収縮流動性モルタル

無収縮流動性モルタルは、概ね1.5時間(攪拌から交通開放までの時間)内に圧縮強度が $9.8N/mm^2$ 以上になることが資料等にて明記されている材料を使用すること。

品質管理については、材料袋に記載されているロット番号等と同一番号の試験成績表にて、前述の圧縮強度を有すると確認できる場合のみ、テストピースでの圧縮強度試験を省略することができる。これ以外の場合、公的機関にて圧縮強度試験を行い、成績書を提出のこと。なお、成績書の有効期限は1年以内のものとする。

無収縮流動性モルタル	(ISWAS G-4	参考資料2参照)

項目	規格値		
圧縮強度(N/mm²)	9.8N/mm <sup>2</sup> 以上		
収縮・膨張性	収縮しないこと		

注) 圧縮強度は JIS R 5201 に準じて試験。

# 〇あと施工アンカー

あと施工アンカーは、マンホール内部からの圧力等でマンホールふたが受枠ごと浮上することが無いように、アンカーの引抜強度は3本で106kN以上(1本当り35.3kN以上)とし、ぐらつきが無いように適切に設置すること。また、アンカーについては非打撃式金属拡張アンカーとする。現地での引抜試験が試験機の構造上不可能であるため、施工前にアンカーの引抜強度試験成績書を提出すること。

項目	規格値			
引抜強度(3本)	106kN以上 (1本当り35.3kN以上)			

## ○調整リング

マンホールふた取替えの際、既設の調整リングを撤去して組立式マンホール用の調整リングを 設置する場合は、斜壁と調整リングの間、または調整リング同士間からの漏水を防止するため、 ブチルゴムやシール材等により止水を行うこと。

既設の斜壁の形状によっては組立式マンホールの調整リングの突起により嵌合せず、当たり面が小さくなる場合があるため、監督員と相談の上で調整リングを通常と逆さまに使用する等して対策を行うこと。

#### ○舗装復旧

舗装復旧については、当初は図面のとおり見込んでいるが、契約後、監督員と現地確認のうえ、 取り合い部の擦付・クラックの状況に応じて、個々に決定するものとする。また、設置箇所の舗 装構成によって、路盤・路床の床掘も伴うものと想定している。そのため、舗装復旧時は別紙1 に記載の舗装構成にて復旧すること。

# 第10条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理

#### (1) 濁水等の適正処理

舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理すること。

## 産業廃棄物の分類

工法	濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法
区分		(空冷式 等)
排出形態	濁水※1	粉体
産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚 泥+廃アルカリ混合物」 (※1 乾燥させた場合も同様)	「がれき類」※2 (※2 政令市等[神戸・尼崎・西宮・明石・姫路]以外における取扱い。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと)

#### (2) 濁水が生じる工法での処理方法等

濁水が生じる工法(湿式)を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥+廃アルカリ混合物」として適正に処理すること。収集・運搬・処理方法は下記①~③のとおりとする。

#### 収集方法

以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集すること。なお、これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集すること。

#### <収集方法(例)>

- ・濁水を収集する機能を有するカッター機械(バキューム式)による収集
- 工業用掃除機による収集
- ・濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集等

#### ② 運搬方法

収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に従い、適正に処理する こと。

#### ③ 処理方法

収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき 適正に処理すること。

なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」との混合物に分類 される可能性があるため、処理の際には十分注意すること。

また、pH12.5 以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意すること。

「廃アルカリ」や「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、その処理方法 を監督員と協議の上、適正に処理するものとし、その際に必要となる経費については、設計変更の 対象とする。

# (3) 濁水が生じない工法での処理方法等

濁水が生じない工法(空冷式等)を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉 塵の飛散防止対策を行うとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適

## 正に処理すること。

# (4) 当初設計における濁水処理費

当初設計においては、濁水処理費を以下のとおり計上している。①濁水量は実施数量(マニュフェストで確認)に応じて設計変更を行う。

- ① 濁水量 0.5 t
- ② 運搬費 普通トラック (2 t) 運搬
- ③ 処理施設

建設廃棄物の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	所在地	受入等諸条件	備考
「泥水」	赤穂リサイクルセンター	赤穂市加里屋	当該施設の受入条件に	
			よる。	

上表は、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、 県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出し なければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変 更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難 となった場合は、設計変更を行う。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難い場合は、 監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

# 第11条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、契約書第57条(火災保険等)に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示すること。

別紙1 更新箇所一覧

					舗装構成				区画線
NO	人孔番号	図郭番号	道路種別	マンホール深(m)	表層	基層	上層路盤	下層路盤	(m)
					(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(111)
1	90-68-UM-9	96	新都市姫工大南線	3.01	50	0	100	100	
2	90-72-UM-4	105	都市運営地区線	2.71	50	0	130	150	0.5
3	90-70-UM-3	106	新都市姫工大南線	2.50	50	0	100	100	
4	90-71-UM-5	116	新都市姫工大南線	2.84	50	0	100	100	
5	90-79-UM-7	145	新都市産業用地線	3.93	50	50	100	150	
6	90-78-UM-6	156	新都市産業用地線	3.56	50	50	100	150	
7	90-82-UM-9	156	新都市第2配水池線	3.33	50	0	130	150	













